

入札公告

一般競争入札を行いますので、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程（以下「規程」という。）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和7年6月9日

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 清水 恒広

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名

京都市立病院整備工事 ただし、本館外来2階中央トイレ改修工事

(2) 工事場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

(3) 工事概要

本館外来2階中央トイレの改修を行う。

上記工事には電気設備、機械設備の改修を含む。

(4) 工期

契約の日の翌日から令和7年10月31日まで

(5) 支払条件

前金払	契約金額の4割以内で行う。
中間前金払	行わない。
部分払	行わない。

2 本件入札に関する問合せ先

地方独立行政法人京都市立病院機構 京都市立病院事務局施設担当

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1番地の2

電話：075-311-5311 Email：kanri★kch-org.jp ※ ★を@に変換

3 入札参加資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たす者

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者で、京都市競争入札等取扱要綱第3条に基づき、建築工事B、C又はD等級に格付されていること。

- (2) 次のア～ウの要件を満たす建築工事業に係る技術者を1名配置すること。

ア 雇用関係

・ 工期において直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
・ 入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。

イ 下請金額による監理技術者・主任技術者の別等

下請金額（税込）	監理技術者・主任技術者の別等
4千5百万円以上（建築一式工事以外） 7千万円以上（建築一式工事）	・ 工期において監理技術者として配置すること。 ※ 特定建設業許可を受けていること。 ※ 監理技術者講習を修了していること。
4千5百万円未満（建築一式工事以外） 7千万円未満（建築一式工事）	・ 工期において主任技術者を配置すること。

ウ 契約金額による専任・兼任の別等

契約金額（税込）	専任・兼任の別等
4千万円以上（建築一式工事以外） 8千万円以上（建築一式工事）	・ 工期^{（注）}において技術者を専任で配置すること。（他の工事等に配置できない。） - 注 準備期間、工場製作のみが行われる期間として設計図書・打合せ簿等により専任を要しないとされた期間、完成検査後の後片付け期間等を除く。 ・ 入札参加資格確認申請日において他の工事等に配置していないこと。
4千万円未満（建築一式工事以外） 8千万円未満（建築一式工事）	・ 工期において技術者を配置すること。（他の工事等に専任で配置できない。） ・ 入札参加資格確認申請日において他の工事等に専任で配置していないこと。

- (3) 公告日から開札日までの間において、京都市から京都市競争入札等取扱要綱第29条に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(4) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d その他業務を執行する者であつて、a から c までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- ア又はイと同視できる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていない者
- (6) 次のア～キのいずれにも該当しない者
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 入札参加資格確認申請書等及び設計図書の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和7年6月13日（金）午後5時まで

(2) 配布場所及び配布方法

ア 入札参加資格確認申請書等

地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」という。）ホームページにて配布する。

イ 設計図書

(1)の期間に設計図書提供依頼書を提出した者に対して、提出日の翌日から起算して1日（日数の計算に当たっては、土、日及び休日を除く。）以内に設計図及び設計書（金抜き、細目別内訳まで）のPDFデータを個別に配布する。

5 入札参加資格確認

本件入札に参加を希望する場合は、(1)の期間に(2)の書類を各1部提出すること。提出方法は、持参又は郵送（簡易書留に限る。）によるものとし、電送によるものは受付しない。

(1) 提出期間

公告日から令和7年6月13日（金）までとする。

なお、受付時間は土、日及び休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。ただし、郵送の場合は令和7年6月13日（金）必着とする。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 京都市の令和7年度「競争入札参加有資格者等級格付等通知書」の写し

ウ 技術者配置予定調書

配置予定の技術者を記載した技術者配置予定調書を提出すること。技術者配置予定調書には、開札日において有効な技術者の資格及び雇用関係を証明できる書類の写し等を添付すること。

なお、技術者配置予定調書に記載した者と異なる者の配置は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるときに限る。

また、工期中の交代は、次のいずれかの場合に限る。

(ア) 死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき。

(イ) 受注者の責によらない大幅な工期延長があった場合、工期が多年に及ぶ場合、工場製作から現場施工に移行した場合等で、工事の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、受発注者間で協議して合意したとき。

エ 誓約書

オ 確認通知用封筒（長形3号封筒に、宛先を記入のうえ、通常郵便料金に簡易書留料金を加えた切手を貼付すること。）

(3) 提出先

上記2に同じ

(4) 確認通知

入札参加資格の確認は、提出期間の最終日に行うものとし、その結果を書面により速やかに通知する。

(5) 入札参加資格を有すると認められなかった者に対する書面による理由説明

入札参加資格を有すると認められなかった者が、理由について書面による説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して２日後（日数の計算に当たっては、土、日及び休日を除く。）の午後５時までに、その旨を記載した書面を上記２宛に持参し、提出すること。ただし、正午から午後１時までは受付を行わない。

- (6) その他
- ア 申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された申請書等を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出後の申請書等の差替え及び再提出は認めない。
 - エ 提出された申請書等は、返却しない。
 - オ 提出された申請書等は、京都市情報公開条例第２条に規定する公文書として取り扱う。
 - カ 申請書等に用いる言語は日本語に限る。

6 入札方法等

- (1) 本件入札は、(2)の入札期間に(3)の入札場所で行う。なお、入札参加後に辞退する場合には、令和７年７月２日（水）の午後５時までに入札辞退届により届け出ること。
- (2) 入札期間
- 令和７年６月３０日（月）午前９時から令和７年７月２日（水）午後５時まで
- なお、受付時間は土、日及び休日を除く日の午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）とする。ただし、郵送の場合は令和７年７月２日（水）必着とする。
- (3) 入札場所
- 上記２に同じ
- (4) 落札価格は、入札金額に入札金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（１円未満切捨て）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であることを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を記入すること。
- (5) 入札資料の提出方法
- ア 持参の場合 入札期間に下表のとおり提出すること。

入札書	別紙「封書の記載方法」に基づき、長形３号封筒に封入すること。
入札金額に対応する積算内訳書	上記長形３号封筒に入札書と同封すること。工事内訳書の中科目まで記載し、併せて工事名、商号又は名称、代表者の職及び氏名を記載すること（任意様式）
（委任する場合） 委任状	別紙様式を使用して作成し、入札書と同封せず持参すること。

- イ 郵送の場合 入札期間に簡易書留にて下表のとおり提出するものとする。
- 表面に「入札書在中」と朱書きし、裏面糊付部分には封緘印を押印すること。
- なお、電送による入札は認めない。

入札書	別紙「封書の記載方法」に基づき、長形３号封筒に封入
-----	---------------------------

	すること。
入札金額に対応する積算内訳書	上記長形 3 号封筒に入札書と同封すること。工事内訳書の中科目まで記載し、併せて工事名、商号又は名称、代表者の職及び氏名を記載すること（任意様式）
（委任する場合） 委任状	別紙様式を使用して作成し、入札書と同封せず簡易書留封筒に入れて提出すること。

(6) 入札者又はその代理人は、提出した入札資料の訂正又は撤回をすることはできない。

(7) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 18,780,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格については、落札者を決定した日に公表する。

7 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

令和 7 年 7 月 3 日（木）午前 10 時

(2) 開札場所

京都市立病院 北館 7 階会議室

(3) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が 2 者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(4) 落札者の決定

予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

(5) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌日に機構ホームページで公表する。

(6) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して 2 日後（日数の計算に当たっては、土、日及び休日を除く。）の午後 5 時までに、その旨を記載した書面を上記 2 宛に持参し、提出すること。ただし、正午から午後 1 時まででは受付を行わない。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

納付を要する。保証金額は契約金額（税込）の100分の10以上とする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の契約保証をもって代えることができる。また、保険会社若しくは金融機関の公共工事履行保証証券による保証を付し、又は保険会社と履行保証保険契約を行った場合は、免除する。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (4) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 前各号に定めるもののほか、規程第5条各号に掲げる入札

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要（機構工事請負契約書を使用すること。）
- (3) 本公告に関する問合せ先
上記2に同じ（問合せ内容を電子メールで送信のうえ、電話にて受信確認を行うこと。）
- (4) 設計図書に関する質問は、受け付けない。
- (5) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。
- (6) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、落札金額（税込）の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (7) 公告に定めのない事項については、規程その他機構が定める細則、要綱等のほか関係法令による。